

# 令和3年度カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援に係る指定外部評価機関の公募について(公募要領)

令和3年6月15日

経済産業省 経済産業政策局 産業資金課  
産業技術環境局 環境経済室

令和3年通常国会で成立した改正後の産業競争力強化法第二十一条の十七に基づく金融支援（以下「カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援」という。）を受けるための事業計画に係る認証を行う指定外部評価機関（改正後の産業競争力強化法施行規則第十一条の二第二項第八号の外部評価機関をいう。以下同じ。）の公募を実施します。本事業の概要、指定方法その他留意していただきたい点は、本要領に記載するとおりですので、指定申請される方は、本要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、本要領に従わずに指定申請されたことにより生じる、書類の不受理等の事態については、当方は一切の責任を負いませんので、申し添えます。

## 目次

1. 制度の目的
2. 指定外部評価機関募集の流れ及び留意事項
3. 指定外部評価機関の業務
4. 指定を申請することができる者
5. 指定申請書類、指定申請方法等
6. 指定申請に当たっての留意事項
7. 問い合わせ先

## 1. 制度の目的

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、着実なCO2削減のための取組を進めるためには、長期的な目標を見据えた、長期間にわたる一貫した取組が重要です。

このため、10年以上の長期にわたり着実にCO2削減を目指すための事業計画を策定し、改正後の産業競争力強化法第二十一条の十五に基づく事業計画の認定を受けた事業者を対象とする金融支援制度を創設し、事業者による長期のトランジションのための取組を推進します。

そして、こうした政策の実現においては、支援の対象となる事業者の長期的な事業計画が、金融庁・経済産業省・環境省が策定した「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及びローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）が策定した「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に適合し、市場においてもパリ協定の目標を実現するに資する取組であるとの評価を得ることが重要です。

そこで、指定外部評価機関を募り、指定外部評価機関が認証する事業計画に基づく取組を支援することで、2050年カーボンニュートラルの実現と我が国の産業競争力強化の実現を後押しします。

## 2. 指定外部評価機関募集の流れ及び留意事項

### (1) 指定申請受付

本要領に基づき、指定外部評価機関の申請受付を実施します。指定申請に当たっては、5. 指定申請書類、指定申請方法等をご確認の上、様式1 指定申請書に必要事項をご記入ください。

なお、本年度に指定を受けた者が、来年度に指定外部評価機関として認証業務を実施するためには、指定の更新を受ける必要があります。更新手続きは、本年度の指定申請書類を基に変更点を確認し、必要に応じて書類の提出を求める予定です。

### (2) 指定外部評価機関の審査・指定

(1) で提出のあった指定申請書類について、審査委員会（非公開）を開催し、別紙1の指定要件に基づいた審査を踏まえ、経済産業省が、事業計画の認証業務を実施するに当たり十分な体制及び実績を有する者を指定外部評価機関として指定します。申請者に対しては、審査結果（採択又は不採択）を通知するとともに、指定外部評価機関については、経済産業省ホームページで名前等を公表します。

### (3) 指定内容等の変更

(2) による指定後、ご提出いただいた申請書類等にご記載の内容のうち、会社名や実施体制の変更を含め、重要な変更があった場合は、様式2 指定内容

変更届出書を用いて速やかに経済産業省経済産業政策局産業資金課にご連絡ください。

#### (4) 認証業務の休廃止

(2) による指定後、指定外部評価機関としての認証業務を休廃止する場合は、様式3 認証業務休廃止届出書を提出してください。

#### (5) 指定の取消し

(2) による指定後、経済産業省は、次のいずれかに該当する場合に、当該指定外部評価機関に対して指定の取消しを行うことができます。また、指定の取消しをしたときは、その旨を公表することとします。

- ・ 指定要件を満たさなくなったと認められる場合
- ・ 本公募要領の内容を遵守しない者に対し、注意喚起を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合。
- ・ 申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合
- ・ 重大な公序良俗違反、その他カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援の信用を損ねるおそれのある行為（グリーンウォッシュを支援する等の行為）が認められた場合

### **3. 指定外部評価機関の業務**

指定外部評価機関は、以下の業務を実施するものとします。

- ・ 事業者が作成した、カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援を受けるための事業計画が、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に適合していることの認証
- ・ 上記認証したことを証する書類の作成（書類の様式は別途経済産業省より案内予定）

### **4. 指定を申請することができる者**

外部評価機関の指定申請ができる者は、3. 指定外部評価機関の業務を実施するに当たり十分な体制及び実績を有する者としてします。なお、指定申請に係る書類の作成を日本語で行うことができることが必要ですので、ご注意ください。

### **5. 指定申請書類、指定申請方法等**

#### (1) 指定申請に必要な書類

以下の書類を提出してください。指定申請書類の様式の電子ファイルは、経済産業省ホームページからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に指定申請者自らが作成してください。

○カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援に係る指定申請書(様式1)

- ・「謄本」(原則「履歴事項全部証明書」)
- ・組織概要(パンフレット、アニュアルレポート、統合報告書等)
- ・直近2期の決算書(上記冊子等に記載がない場合、別紙として添付)
- ・「組織図」(組織概要冊子等に記載がない場合、別紙として添付)
- ・顧客情報保護方針等書類
- ・暴力団排除に関する誓約事項(様式1別紙)
- ・その他参考資料(コンプライアンスへの取組状況該当項目の証左となるもの等)

## (2) 指定申請書類の提出方法

(1)の指定申請書類は、(3)の受付期間中に、電子メール、持参又は郵送によって、以下の提出先へ提出してください。

電子メールによる場合、電子メールの件名は「指定申請者名/金融支援に係る指定外部評価機関への公募申請書類」とし、下記提出先に記載されたメールアドレスに送付してください。

持参又は郵送による場合、指定申請書類は、封書に入れ、宛名面に「指定申請者名」及び「指定申請書類」と朱書きで明記してください。また、様式1については、指定申請書類の提出に併せ、その電子データを、下記提出先に記載されたメールアドレスに電子メールにて送付してください。送付の際の電子メールの件名は、「(同時送付)指定申請者名/金融支援に係る指定外部評価機関への公募申請書類」としてください。なお、郵送による場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって提出してください。

提出先：

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 産業資金課

E-mail: [cn-rishihokyu@meti.go.jp](mailto:cn-rishihokyu@meti.go.jp)

## (3) 受付期間

令和3年6月15日(火)から7月14日(水)まで

## (4) 登録結果の公表時期

令和3年7月下旬を予定しています。

## 6. 指定申請に当たっての留意事項

提出いただいた指定申請書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。指定申請者から提出された書類や、指定申請書等に含まれる個人情報及び企業情報等は、当該指定申請者に無断で、本事業以外に使用することはありません。

## 7. 問い合わせ先

本公募要領に対する問い合わせ先は下記のとおりです。問い合わせは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「金融支援に係る外部評価機関指定に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：

E-mail: [cn-rishihokyu@meti.go.jp](mailto:cn-rishihokyu@meti.go.jp)

Tel: 03-3501-1676 (産業資金課直通)

(別紙1)

指定要件

下表に示す事項を評価項目とする。

項目	詳細
(1) 経営の安定性	① 認証業務を実施する者が、当該業務を継続的に安定して遂行するための経理的基礎を有すること。具体的には、特段の事情等なく、直近2期連続して、営業利益及び当期利益が同時に赤字となっていないこと。
	② 安定した財務基盤を有していること。具体的には、直近が債務超過でないこと。
(2) 社内管理体制	① コンプライアンスに係る専門部署を設置していること。
	② 5年以内に法令に違反し、罰金刑以上に処せられた者でないこと。
	③ 反社会的勢力でないこと。
	④ 顧客情報の保護に関して方針や体制等を定めており公表または顧客に提供していること。
(3) 実施体制	① 認証業務を適切に実施するための十分な組織を有し、当該業務を適切に遂行することができる者を相当数雇用するものであること。(全体で3人以上程度かつ、構成員にトランジション・ファイナンス、サステナビリティ・リンク・ローン等に知見を有する者が1名以上いること)
(4) 能力及び知見	① 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」や「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に関する知見を有すること。
	② トランジション・ファイナンスやサステナビリティ・リンク・ローンを評価する際に、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」や「サステナビリティ・リンク・ローン原則」への適合性の確認を実施することができる能力及び知見を有すること。
	③ 外部評価業務又は類似業務の実績を有すること。具体的には、トランジション・ファイナンスやサステナビリティ・リンク・ローンにかかる外部評価の実績があること。
	④ トランジション・ファイナンス等の外部評価業務の概要を公表している又はその見込みであること。